

『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正（案）
及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」に関する意見募集について

平成 29 年 2 月 14 日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省では、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）において、社会福祉法人に対し、地域の福祉ニーズを踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられたこと等に伴い、別紙のとおり、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正を検討しております。

併せまして、改正法により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることを踏まえ、別紙のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いの見直しを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に関するご意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめご了承ください。また、お電話でのご意見は受け付けておりません。

記

1. 御意見募集期間

平成 29 年 2 月 14 日（火）から平成 29 年 3 月 15 日（水）まで【必着】

2. 御意見募集内容

『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正（案）及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」の概要（別紙）

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の [意見提出フォームへ](#) のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号:03-3591-9898
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項

ご提出いただくご意見等につきましては、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名、連絡先及び職業を、法人の場合は法人名、所在地、ご担当者名及び連絡先を記載してください。ご提出いただいたご意見については、住所、氏名（又は法人名）及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめご承知おきください。